

「京都市食の安全安心推進計画」の進捗状況等について(平成26年度末時点)

＜施策目標の進捗状況＞

流通段階等	施策目標	施策の目標値	施策目標値の実績値			
			H26	H25	H24	H23
生産段階	生産者に対し、農産物への農薬の適正使用や、家畜への動物用医薬品の適正使用について指導するとともに、家畜疾病発生 of 適切な対応の指導を行うことで、安全な農畜産物の生産及び提供を図る。	農産物における農薬及び動物用医薬品食品への残留基準違反【0件】	0件	0件	0件	0件
卸売市場	食の流通拠点である京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場において、食品等事業者に対する監視指導を実施することで、出荷される食品の安全性を確保を図る。	出荷される食品等の規格基準及び表示基準違反件数【0件】	2件	2件	4件	2件
製造・加工・販売段階	食品等事業者の食品衛生管理に係る自主的な取組の促進を図り、製造、加工、販売段階における食品の安全性を確保する。	京・食の安全衛生管理認証取得施設数【250施設】	【新規】6施設 (累計118施設)	【新規】21施設 (累計112施設)	【新規】12施設 (累計93施設)	【新規】9施設 (累計82施設)
		食品衛生法違反件数(食中毒事件、食品等の規格基準違反、表示違反など)【29件以下】(過去5年間平均の半分以下)	38件	31件	39件	59件
集団給食施設	小学校、病院、社会福祉施設(保育所(園)を含む)等の集団給食施設における給食の安全性を確保する。	集団給食施設で発生する食中毒事件数【0件】	0件	1件	2件	0件
使用水	食品等事業者に対し、受水槽水及び地下水等の自主衛生管理を促し、使用水の安全性を確保する。	食品衛生法に基づく管理運営基準(給水関係)の違反件数【0件】	0件	0件	0件	0件
消費段階	市民等一人一人の食の安全安心に対する意識を向上することで、消費段階における健康被害の発生を防止し、安心な食生活の実現を目指す。	リスクコミュニケーション事業参加者数【5年間で30,000人以上】	【累計】37,220人 (5,699人/年)	【累計】31,521人 (5,441人/年)	【累計】26,080人 (20,890人/年)	5,190人/年
違反・不良食品の流通の阻止	食品の安全に係る事故が発生した場合には、迅速に被害拡大防止措置を講じるとともに、再発防止に向けた原因追求及び発生原因への対応策の整備を図る。	目標値設定なし※	—	—	—	—
食中毒等発生時における緊急危機管理体制の整備	食中毒発生等の緊急時に迅速かつ効果的な対応ができるように、日常から、研修の実施や緊急時対応マニュアルの整備など、危機管理体制の維持を図る。	目標値設定なし※	—	—	—	—

※ 施策目標を「値」として管理していない

京都市食の安全安心推進計画に掲げる施策・事業の進捗状況等(平成26年度末時点)
＜取組の進捗状況1＞

流通段階等	担当局等	視点1 京都市が実施する監視指導、情報発信								視点2 市民等及び食品等事業者による自主的な取組							
		取組	取組の指標又は実施状況等	目標値	H26		H25	H24	H23	取組	取組の指標又は実施状況等	目標値	H26		H25	H24	H23
					実績値	達成度			実績値				達成度				
生産段階	産業観光局	生産者に対する農薬の適正指導	農薬の適正使用に係る生産者への延指導件数	全生産農家数/年	7,141件/年 (全生産農家)	A	A	A	E	生産者による自主的な農産物の衛生管理の取組	京の旬野菜推奨事業認定農家に対し、農薬や肥料の適正使用や栽培履歴の保存など、安全・安心な農業生産工程のための点検項目を定めたGAP(農業生産工程管理)の実践を啓発するために研修会を実施し、生産者による自主的な農産物の衛生管理の取組を推進した。						
			栽培記録の徹底に係る生産者への延指導件数	全販売農家数/年	7,141件/年 (全販売農家)	A	A	A	E	京の旬野菜推奨事業の推進、残留農薬低減GAPの導入	京の旬野菜推奨事業認定農家数	700/軒	697/軒	B	B	B	B
		農産物の抜取検査の実施	農産物の抜取検査 延検査項目数	580項目/年	580項目/年	A	A	B	A								
		家畜疾病の予防と家畜伝染病発生時の対策の徹底	家畜農家への巡回件数(牛、鶏、馬)	全戸指導/年	全戸/年 (牛8件、鶏186件、馬14件)	A	A	A	A								
卸売市場	産業観光局 保健福祉局	京都市中央卸売市場第一市場における監視指導及び収去(抜取り)検査の実施	京都市中央卸売市場第一市場における食品の収去(抜取り)検査検体数	320検体/年	321検体/年	A	A	A	A	京都市中央卸売市場第一市場による自主的な食品の衛生管理の取組	京都市中央卸売市場第一市場における自主検査検体数	80検体/年	52検体/年	C	D	B	B
		京都市中央卸売市場第二市場におけると畜検査及び牛海綿状脳症(BSE)検査の実施	牛13,021頭、豚20、516頭のと畜検査を行い、検査の結果流通できないと判断した獣畜に関して廃棄処分を行った。 また、市民の牛肉に対する不安を解消するため、平成25年度に引き続き、牛の放射性セシウムの検査を全頭実施した。 なお、牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査については、48か月齢超の牛のみを対象として286頭の検査を実施した。							京都市中央卸売市場第二市場による自主的な食品の衛生管理の取組	衛生管理責任者を設置するとともに、家畜伝染病に係る場内対策会議を開催し、防疫対策を強化するなど、第二市場の衛生管理に努めた。						
製造・加工・販売段階	保健福祉局	効果的な監視指導の実施	京の食文化を代表する食品製造施設(和食、菓子)に対する延監視指導頻度	2回/年・施設	1.0回/年・施設	D	D	D	E	食品等事業者による自主的な食品の衛生管理の取組	保健センター及び衛生環境研究所の食品衛生監視員が、監視指導計画に基づいて飲食店や食品製造施設等に立ち入り、監視指導を実施する際に、自主的な衛生管理の取組について指導を行った。 ・延べ監視指導件数 76,316件						
			宿泊施設に対する延監視指導頻度	3回/年・施設	2.3回/年・施設 (1,284回/557施設)	C	C	C	C	京・食の安全衛生管理認証制度の普及	食品等事業者向け講習会や市民向け啓発事業を活用し、制度のアピールを重点的に実施するとともに、啓発物品(認証マップ、あぶらとり紙、メモ帳など)の配布、ホームページによる情報発信など、制度の周知や浸透を図った。						
		社会情勢に応じた流通食品の収去(抜取り)検査の実施	輸入食品の収去(抜取り)検査の全収去検体数に占める割合	15%以上	13.4%	B	C	B	A	食品衛生責任者による自主的な衛生管理の取組	食品衛生責任者の設置率(許可施設のみ)	100%	94.8%	B	B	B	B
		食鳥処理施設に対する監視指導及び検査の実施	食鳥処理施設に対する延監視指導頻度	3回/年・施設	3.2回/施設	A	B	B	A								
		食品等事業者に対する衛生管理の最新情報の提供や意見交換会の開催	各保健センター及び衛生環境研究所にて、食品等事業者に対する衛生講習会を295回(受講者8,554人)開催した。														
集団給食施設	保健福祉局 教育委員会	保育所(園)、小学校給食施設に対する監視指導の実施	保育所に対する巡回監視指導の実施頻度(市営保育所)	1回/年・施設	全25園巡回指導	A	A	A	A	保育所(園)、小学校給食施設による自主的な給食の衛生管理の取組	保育所(園)給食における衛生管理点検表の確実・適切な点検率	100%	・市営保育所 100% ・民間保育園 72.5%	B	C	C	C
			保育所に対する巡回監視指導の実施頻度(民営保育所(園))	1回/3年・施設	0.7回/3年・施設 (53園/237園)	C	C	D	E		保育所(園)給食担当者に対する研修回数及び参加率(市営・民営保育所(園)合同研修)	回数:1回/年 参加率:90%	1回 参加率:63.1	C	C	B	B
		集団給食施設に対する監視指導の実施	食品衛生監視員による集団給食施設に対する延監視指導頻度	2回/年・施設	1.1回/年・施設 (1,686回/1,676施設)	C	C	C	C		市立学校給食担当者に対する研修回数及び参加者数【全給食調理員、栄養教諭、学校栄養職員】	3回/年	3回	A	A	A	A
										集団給食を通じた食の安全安心に関する学習の取組	手洗いの励行やマスク・エプロンの着用など、配食事の衛生上の留意点について、児童・生徒に対して指導を行った。						

達成度区分 A:達成 B:ほぼ達成(80%以上) C:ある程度達成(60～80%)
D:あまり達成できなかった(40～60%) E:達成できなかった(40%未満)

京都市食の安全安心推進計画に掲げる施策・事業の進捗状況等(平成26年度末時点)
 ＜取組の進捗状況2＞

流通段階等	担当局等	視点1 京都市が実施する監視指導、情報発信								視点2 市民等及び食品等事業者による自主的な取組							
		取組	取組の指標又は実施状況等	目標値	H26		H25	H24	H23	取組	取組の指標又は実施状況等	目標値	H26		H25	H24	H23
					実績値	達成度	実績値	達成度									
使用水	環境政策局 保健福祉局 上下水道局	水道水の衛生管理の徹底	平成26年度の水質検査計画に網羅されている水質検査（水質基準項目51項目）及び水質試験（その他項目174項目）について適正に実施するとともに、これに基づききめ細かな水質管理を行うことで、水道水の衛生管理の徹底を図った。							食品等事業者による地下水の自主的な衛生管理の取組	地下水を使用する食品等事業者を監視指導する際に、地下水の定期検査（年2回以上）及び記録の保管（3年間）を指導することにより、事業者による自主的な衛生管理の促進を図った。						
		地下水の保全の推進	水質汚濁防止法第15条に基づき、地下水の常時監視を実施するとともに、平成26年度は、京都市が定める公共用水域及び地下水の水質測定計画年間計画に基づき、85件の調査を実施した。							受水槽の設置者又は管理者による受水槽水の自主的な衛生管理の取組	簡易専用水道の法定検査受検率	100%	87.3% （3,180施設 /3,642施設）	B	B	B	B
		地下水の衛生管理に係る監視指導の実施	地下水を使用する食品等事業者に対する延監視指導頻度	1回以上/年	0.8回/年	B	B	C	B								
		受水槽の衛生管理に係る指導の実施	受水槽設置者に対する検査及び清掃に係る延指導頻度	1回以上/年	0.9回/年 （5,573回/6,181施設）	B	B	B	B								
消費段階	総合企画局 保健福祉局	食の安全安心に係る情報の発信	学生に対する食の安全安心情報の発信頻度	4回以上/年	4回	A	A	A	C	「知る」から「行動」へ～食中毒予防大作戦～	「食中毒予防3原則」をテーマとした啓発冊子や啓発物品（マグネット、紙せっけん）を作成し、市民向け講習会で配布するなど、食の安全安心知識の普及を図った。						
		食の安全安心に係る講習会及び意見交換会の開催	食の安全安心をテーマとした市民向け講習会等の参加者数	2,500人/年	4,236人	A	A	A	A	常に食の安全を意識する「食こだわり人」の増加	食の安全を意識した「学祭食品衛生マニュアル」の導入	5年間で全大学	全大学	A	A	A	（未実施）
			学生を対象とした食品衛生講習会の開催回数	1回/年・大学	32回/年・大学 （38大学）	B	C	C	C	参加型リスクコミュニケーションの推進	参加型リスクコミュニケーション 参加者数	200人/年	1,638人	A	A	A	A
		食育事業と連携した食の安全安心情報の発信	「京・食ねっと」に、京都市の放射能検査結果、食中毒情報、京・食の安全衛生管理認証取得施設によるコラムなど、食の安全安心情報を掲載した。														
違反・不良食品の流通の阻止	保健福祉局	違反・不良食品に係る原因究明と再発防止の徹底	平成26年度は市民や事業者等から27件の違反・不良食品に関する届出を受付した。違反・不良食品を製造した市内の製造者には、食品衛生監視員が立入調査を行い、原因究明及び再発防止に向けた指導を行った。							食品等事業者による違反・不良食品発見時の迅速な対応	平成26年度は19件の自主回収報告が行われ、また、施設の食品衛生責任者は「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」に基づき食品衛生上の管理について点検及び記録を行い施設の衛生管理を徹底を図った。						
		関係機関への迅速な情報提供	違反等が発見された場合、原因究明を行うとともに、製造者に対し再発防止のための適切な指導を行うため、製造所を管轄する関係機関に速やかに情報提供を行った。							関係機関への迅速な情報提供	平成26年度は市民や事業者等から27件の違反・不良食品に関する届出があり、受付後速やかに関係機関へ情報提供し、違反等に至った原因究明を行った。						
		自主回収報告制度の普及	リーフレットやホームページを充実させることで、市民や食品等事業者への制度普及を図るとともに、報告された自主回収情報は京都市のホームページや「みやこ健康安全ねっと」で配信した。														
食中毒等発生時における緊急危機管理体制の整備	保健福祉局	緊急時の体制整備	食中毒等の緊急事態の発生を想定し、緊急連絡網を作成するなど、緊急時の体制を整備している。また、食中毒事件が発生した際には、広報発表を行うとともに、ホームページや「みやこ健康安全ねっと」で情報を発信し、注意喚起を図った。							達成度区分 A：達成 B：ほぼ達成（80％以上） C：ある程度達成（60～80％） D：あまり達成できなかった（40～60％） E：達成できなかった（40％未満）							
		緊急時を想定した研修の実施	新規採用職員や新任担当者への研修会を年度当初に集中的に実施するとともに、食品衛生監視員に対し、食中毒業務研修を4回実施した。また、全国規模で開催される食中毒疫学講習会に担当職員を派遣し、知識の習得に努めた。														
		関係機関との連携強化	緊急時対応担当者名簿を整備し、平日のみならず、休日・夜間の連絡体制を確認した。また、調査対象が他自治体にまたがる事案等、他自治体との連携が必要な場合には、当該自治体との速やかな連絡調整等を図り、被害拡大に向けた迅速な対応を図った。														